

令和4年度第3回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年6月2日（木）午後1時43分 から 午後2時51分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げについて

4、議案

議案第 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

議案第 1 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議案第 1 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議案第 1 4 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 1 5 号 所有者等を確知できない農地の公示について

議案第 1 6 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
について

議案第 1 7 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等

5、報告

報告第 1 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

報告第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 1 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告第 1 6 号 非農地判断について

6、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整グループ主任	信田 啓太

6、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和4年度第3回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、23名全員であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、信田主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、9番 國府田委員と10番 秋山委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第12号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局長
菊地課長

菊地課長よりご説明申し上げます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。報告第12号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて、令和4年6月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

この取下げについては、議案書4ページ、議案第11号、受付番号1番の案件となっております。5月10日付けで取り下げ願いが提出されました。取り下げの理由は、協力してくれる家族の健康状態が芳しくないため取り下げるものです。以上です。

議長

報告のとおりでございます。議案書4ページ、議案第11号、受付番号1番の削除をお願いいたします。

次に、日程第4、議案第11号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明申し上げます。

議案第11号、農地法第3条の規定による許可について、令和4年6月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

1番は取り下げとなります。

番号：2番、譲受人：筑西市井上、譲渡人：筑西市井上、申請土地の表示：井上字根下、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：995㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：47a、従農者数：7（1）、譲渡人の経営面積：109a。

3番、筑西市東石田、筑西市東石田、東石田字西原、畑、畑、2,000㎡、売買、

110 a、6 (2)、189 a。

4 番、筑西市舟生、筑西市関本下、舟生字上宿、畑、畑、5,862 m²、売買、63 a、1 (1)、441 a。

5 番、筑西市押尾、筑西市押尾、押尾字御新田、田、田、3,249 m²、外3筆、合計4筆、合計面積9,312 m²、贈与、93 a、3 (1)、93 a。

6 番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、1,001 m²、外3筆、合計4筆、合計面積3,747 m²、贈与、18 a、6 (1)、14 a。

7 番、筑西市桑山、筑西市柳、柳字三王山、山林、畑、199 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,094 m²、売買、74 a、6 (2)、139 a。

次のページをお願いします。

8 番、筑西市船玉、筑西市船玉、船玉字川端、畑、畑、221 m²、売買、218 a、5 (3)、11 a。

9 番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾五番耕地、田、田、991 m²、売買、140 a、3 (3)、122 a。

10 番、筑西市知行、筑西市知行、知行字新町前、田、田、1,009 m²、使用貸借、同一世帯、6 (4)、129 a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

5月27日、関城支所において書類審査をいたしました。その後、電話で譲受人に確認をいたしました。内容ですが、譲受人の親の時代に正式な許可申請はせず、売買をしてあったそうです。譲渡人の方から、そろそろ正式に売買を、所有権を移転してくださいと要請があり、今回の申請になったそうです。許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

3 番をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

7 番、齊藤がご報告します。

3 番と5 番を説明いたします。先月26日に書類審査をしまして、その後、それぞれに電話で確認をしました。まず3 番の案件ですが、渡人が規模縮小をしたいということで、近所である受入との売買になったそうです。続いて5 番の案件ですが、氏は違いますが、こちら同居をしている娘への贈与でありまして、こちら問題ないと思われまして、2 件共に書類に不備はなく許可相当と思われまして、更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

4 番をご報告いたします。過日、書類審査をしました。その後、譲受人、譲

渡人双方に電話連絡で内容を確認しました。譲受人は、現在、梨作りをしているのですが、その中の一部の梨畑の地主さんから、返していただきたいというお話があって返すことになり、面積が減ることから、譲渡人がそれではということで、自分の所有している土地を譲受人に譲渡しようということで今回の申請になりました。譲受人は、若くて非常に真面目な方であり、生産意欲、農業意欲があり、規模拡大はとても良いことだと思います。申請書類にも不備はありませんので、許可相当と思います。以上です。よろしくお願ひします。

議 長

6 番をお願ひします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎が報告します。

過日、書類審査及び一部現地調査をしました。譲受人は叔母で、譲渡人は甥にあたります。申請土地は、譲渡人が親から相続したものであり、高齢のために耕作することができないということで、甥に贈与するという事になったそうです。許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

7 番をお願ひします。

蓮沼俊男
委 員

16 番、蓮沼が報告いたします。

7 番、9 番、10 番、3 件を報告いたします。5 月 26 日に書類を審査いたしました、その後、電話で確認をとりました。まず 7 番ですが、渡人は、高齢であり、後継者がいないということでした。また受人は、5 月 16 日に事務局に申請をした後、私の家に説明にまいりまして、今回の申請土地の脇に小さな土地をすでにもっているのですが、どうしてもその接続する土地がほしいということで、渡人に売買を申込み、成立したそうです。次に 9 番ですが、受人と渡人は、それぞれ近所で昔からの知り合いなのですが、30 年程前、親の代に土地を交換したらしいのですが、登記をそのままにしておいたということで、今回、売買というかたちになりましたが、きちんと名義換えのための申請であります。次に 10 番ですが、受人と渡人は親子関係でして、今回の申請土地を子供に使用貸借というかたちでの申請であります。3 件共に問題なく許可相当と思われますが、皆様の更なる審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

8 番をお願ひします。

栗島和子
委 員

3 番、栗島です。

8 番についてご説明いたします。先月の 27 日に書類審査を行いました。後日、受人渡人に確認しましたところ、渡人は、高齢になり畑の管理が難しくなったことから、誰か作ってくれる人を探していたところ、近所の受人の方が快く受けてくれたとのことでした。問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長	調査委員よりの報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
	議案第 11 号を採決いたします。
	議案第 11 号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
	(挙手全員)
	挙手全員。よって議案第 11 号は原案どおり許可することに、決しました。
	次に、議案第 12 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。
	議案について、事務局より説明願います。
事務局長 板橋主任	それでは、板橋主任よりご説明申し上げます。
	議案第 12 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 4 年 6 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。
	番号：1 番、申請人：筑西市蕨、申請土地の表示：蕨字北ノ内、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：350 m ² 、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 658 m ² 、転用目的：農家住宅。
	申請地は、県道筑西つくば線西側約 200m、市立養蚕小学校の南東側約 900m に位置する、広がりのある第 1 種農地です。申請者は、現在自宅東側から出入りしていますが、接続する道路の幅員が狭く不便であるため、西側の市道に接続する進入路を設けるため申請するものです。また、この申請に際し、自宅敷地に隣接する農地に許可を得ず倉庫や納屋を設置していることが判明したため、是正すべく併せて申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。
議 長	只今、事務局より説明がありました。
	ここで、調査委員の報告をお願いします。
國府田 喜久男 委 員	9 番、國府田です。
	27 日に書類審査、その後、調査委員全員で現場を確認してきました。ここは、農家が建て込んでいたのですが、先程の事務局の説明のとおり、すでに納屋が建っていて、十字形の土地なので何になるのかと思いましたが進入路の予定でした。本人に確認をしましたが、間違いのないことでしたので、許可相当と思われます。更なる皆様のご審議をお願いしたいと思っております。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第12号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、信田主任よりご説明申し上げます。

信田主任 議案第13号、農地法第5条の規定による許可について、令和4年6月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、譲受人：筑西市辻、譲渡人：筑西市辻、申請土地の表示：関本上字北台、台帳地目：田、現況地目：田、面積：179㎡、外1筆、合計2筆、合計面積491㎡、契約内容：贈与、転用目的：自己住宅。

申請地は、県道結城下妻線の西側約30m、県道明野間々田線の北側約769mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在市内の借家にて夫と子の3人で生活しております。申請地は申請人の実家に近く、子育て環境が良いため自己用住宅の建築をすべく申請するものです。

2番、筑西市布川、埼玉県加須市多門寺、舟生字上木有戸、山林、畑、2,922㎡、売買、中古自動車置場。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約227m、県道結城下妻線の東側約1.5kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で中古車販売業を営む法人です。今回、中古自動車需要の増加により既存の自動車置場が手狭になったことから、自社近くに自動車置場を設置すべく申請するものです。

3番、茨城県水戸市自由が丘、牛久市上柏田3丁目、舟生字下木有戸、山林、

田、7,411 m²の内1,451 m²、外1筆、合計2筆、合計面積3,134 m²、売買、変電所。

申請地は、県道筑西三和線の東側約408m、県道明野間々田線の北側約1.3kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市外に本店を置き電気事業等を営む法人です。今回、申請地大字内の既設変電所が受け持つエリアが広域であり、落雷等による事故時の停電範囲が広がってしまい、復旧に時間を要していること、ならびに再生可能エネルギー発電所等の接続により既設変電所の容量を超過するおそれがあるため新たな変電所を設置すべく申請するものです。

4番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字八番耕地、畑、畑、317 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、県道石岡筑西線の北東側約184m、県道つくば真岡線の東側約451mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年10月7日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、現在、夫の実家にて夫と子の4人で生活しております。子の成長に伴い手狭になったことから、自己用住宅を建築すべく申請するものです。

5番、筑西市辻、筑西市辻、辻字西原、畑、畑、2,055 m²、売買、車両置場。

申請地は、飛行場通りの東側約340m、県道谷和原筑西線の西側約1.6kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で運送業を営む法人です。業績の順調な拡大に伴う運送車両増台により、既存駐車場が不足しているため、新たに車両置場を新設すべく申請するものです。

6番、筑西市門井、埼玉県川越市川鶴一丁目、蓮沼字堂山、畑、畑、499 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約470m、国道294号線の東側約1kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内の借家にて妻と子の4人で生活しております。今回、子の成長に伴い借家では手狭であるため自己用住宅を建築すべく申請するものです。

7番、広島県広島市西区楠木町一丁目、筑西市折本、折本字大松、山林、畑、673 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道ひぐち駅の西側約280m、国道294号線沿いに位置する、300m以内に鉄道駅のある農地の第3種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

栗島和子

3番、栗島です。

- 委員 1番についてご報告いたします。先月の27日に書類審査並びに現地調査を行いました。後日、受人渡人に確認いたしました。渡人と受人は親子で、申請地に自己住宅を予定しているそうです。また、測量士による杭が入っていることを確認しました。問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。
- 議長 2番をお願いします。
- 宮崎亨
委員 14番、宮崎です。
2番、3番、5番を報告します。過日、書類審査及び現地調査を行いました。まず2番についてですが、受人渡人共に確認をしましたが、問題ないと思われま。渡人は、相続で申請土地を取得しましたが、筑西市には住んでいないということで、筑西市に所有している土地を全て売りたいと話をしておりました。次に3番ですが、東京電力との売買であり、変電所整備ということで問題ないと思われま。続きまして5番ですが、渡人は、高齢であることから今後は耕作することができないということで、近所の運送屋さんから車両置場にしたいということで売っていただきたいと話があり、この申請に至ったそうです。以上3件共に許可相当と思われま。皆様の更なるご審議をよろしくお願いたします。以上です。
- 議長 4番をお願いします。
- 蓮沼俊男
委員 16番、蓮沼が報告します。
4番ですが、5月26日に書類を審査いたしまして、その後、協和地区の委員全員で確認をいたしました。渡人受人は、親子関係ということで、現在は同居をしていますが、事務局からの説明がありま。手狭になったために別の土地を父からいただいて、家を建てたいという申請であり、何ら問題ないと思われま。更なる審議をよろしくお願いたします。以上です。
- 議長 6番をお願いします。
- 岩淵進
委員 6番、岩淵です。
6番の案件を報告します。先月26日、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員で、書類審査と現地確認を行いました。後日、譲受人と譲渡人に電話で確認をしま。譲受人と譲渡人は、血縁関係はないのですが、地元の不動産屋の仲介で、自己住宅の宅地を探していた譲受人と土地を売りたい譲渡人の思惑が一致して、今回の売買になったそうです。書類の不備もなく許可相当と思われま。皆様方の更なる審議をお願いたします。以上です。
- 議長 7番をお願いします。

坂入進
委員

24番、坂入です。

先月27日に書類審査及び現地確認を行いました。転用目的は、太陽光発電設備でありまして、現地は、周りが太陽光で覆われています。農地は第三種農地になっております。後日、受人と渡人にも電話確認をいたしました。問題ないということを確認してあります。更なる皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号、受付番号1番から2番、及び4番から7番は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第13号、受付番号1番から2番、及び4番から7番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

つづいて、議案第13号、受付番号3番を採決いたします。

議案第13号、受付番号3番は、30aを超える農地転用事案となります。受付番号3番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第13号、受付番号3番は、原案どおり許可相当として県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第14号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主任

それでは、信田主任よりご説明申し上げます。

議案第14号、現況確認証明（非農地証明）について、令和4年6月2日提出、

筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人：筑西市関本下、申請土地の表示：舟生字上宿、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：141㎡、現況：作業所及び納屋。

申請地は、県道筑西三和線の西側約789m、県道結城下妻線の東側約760mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号2番、筑西市井出蛸沢、井出蛸沢字堀向、畑、宅地、1.69㎡、住宅敷地。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約541m、筑西市立小栗小学校の南側約1.1kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。

1番についてご説明申し上げます。過日、関城地区の農業委員、農地利用最適化推進委員で書類審査及び現地を確認しました。願出に添付された航空写真からも今の状態になっていたことが伺え、委員全員で確認をした結果、現況確認証明の発行をしても良いのではないかとということになりました。以上です。

議長

2番をお願いします。

稲見
くに子
委員

8番、稲見です。

2番について報告します。5月26日、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員で書類審査及び現地確認を行いました。申請人によれば、この土地は、平成10年頃より宅地化して使用されていたようです。現場の状況は、塀の一部となっており、申請の内容が確認できるものでした。書類に不備もなく非農地証明の発行は可能かと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 14 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 15 号「所有者等を確知できない農地の公示について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

それでは、柴山主事よりご説明申し上げます。

議案第 15 号、所有者等を確知できない農地の公示について、令和 4 年 6 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをご覧ください。

当議案につきましては、相続未登記等の原因により共有者が不明の農地について農業委員会が共有者を探索した上で共有者が確知できない場合、農地の保全等の観点から告示を行おうとするものです。告示を 6 ヶ月間行うことで農地中間管理機構に貸付が可能になります。本制度は、平成 30 年改正農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき上程しております。本案件の農地は、筑西市舟生地内に位置し、布川地区と近接した場所にある農地です。本農地を含む周辺の農地についてはこれまで布川地区の大規模農家により耕作されておりましたが、その農家が農業をやめたことにより、同じく布川地区で農業を行っている法人が借り受けることに地元の話し合いで決定したようです。その中で本農地については地権者が亡くなっているため権利設定ができないとの相談があり、調査を行いました。運用に基づき相続人を探索すべく戸籍謄本等を確認しましたが、配偶者及び子どもはすべて死亡していることが確認できたため、探索を終了しました。このことから、農地法第 33 条第 1 項に規定される「耕作の事業に従事するものが不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当し、遊休農地のおそれがある農地と認められます。つきましては、この農地について、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき所有者等が確知することができない旨を告示いたします。告示は、市役所の掲示板に掲載するとともに、筑西市のホームページに掲載する予定です。この農地の所有者等は、告示の日から起算して 6 か月以内に申出書及びその権限を証する書面を農業委員会事務局に提出していただきます。告示期間中に申出があった場合と無い場合で、2 パターンに分かれます。まず申出があった場合は、申出された農地の所有者等に改めて利用意向調査を実施します。農地の利用意向があった場合、中間管理機構への利用権設定はできません。申出された方と当該農地の有効活用に向けて協議を進めることとなります。次に申出がなかった場合は、農地法第 41 条の「所有者等を確知できない場合における農地の利用」の規定及び農地法第 39 条第 1 項の「茨城県知事が裁定を行うこと」に関する規定により、農地中間管理権を設定が可能となり当該農地の活用が可能となります。ただし、中間管理機構の借受基準がございますので、告示された土地を借り受けるかどうか、中間管理機構と協議をする必要があります。説明

事務局長
柴山主事

は以上です。

議 長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 15 号を採決いたします。

議案第 15 号は、原案どおり、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき公示を行うことに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 15 号は原案どおり、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき公示を行うことに決しました。

議 長 次に、議案第 16 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

高島補佐 議案書の 15 ページをお願いいたします。議案第 16 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、令和 4 年 6 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。議案第 16 号、別紙をお願いいたします。

この活動の点検・評価につきましては、農地等の利用の最適化の推進状況と農業委員会における事務の実施状況について、インターネット等で情報を公表することが法定化されたことにより、毎年度、市のホームページ等で 6 月 30 日までに公表することとされております。

議案書の別紙、16-1 ページをお願いいたします。農業委員会の状況。令和 4 年 3 月 31 日現在。農業の概要ですが、農林水産統計、農林業センサス 2020、及び農地台帳等から数値を記入しております。農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく現在の体制は、委員定数 24 名、実数 23 名、農地利用最適化推進委員が 20 地区で 20 名です。続きまして 16-2 ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。現状及び課題は、管内の農地面積 11,200ha、これまでの集積面積 5,442ha、集積率 48.5%でございます。人・農地プランに基づき農地中間管理機構を活用して、担い手への利用集積を促進します。令和 3 年度の目標及び実績。集積目標 5,300ha に対し実績 5,442ha で達成状況は 102.6%です。目標の達成に向けた活動。広報紙を活用し利用権の設定制度と農地中間管理機構の制度を周知し活用を促進しました。目標及び活

動に対する評価。利用権と農地中間管理機構の活用推進により、目標以上の面積増となりました。担い手を中心に利用集積は進んでおりますが、今後も集積率アップを目指しPR活動の継続をしていきたいと思っております。続きまして、16-3ページをお願いします。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。現状及び課題。令和3年度の新規参入者数は5件、取得面積2.39haでした。農政課及び関係機関と連携し、新規の青年就農者や定年帰農者の掘り起しを図る必要があります。令和3年度の目標及び実績。5経営体、面積は2.5haに対し、新規参入の実績は5件、面積は2.39haでした。目標の達成に向けた活動計画と実績。通年新規就農相談を受け付け、青年就農給付金の活用など農政課や関係機関と連携して、新規青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図り、窓口相談や関係機関との連携により5経営体の新規参入が確保できました。目標値の達成に向け、青年就農給付金の活用など農政課や関係機関と連携して新規参入の促進を図る必要があります。続きまして16-4ページをお願いします。遊休農地に関する措置に関する評価。現状及び課題。管内農地面積11,200ha、遊休農地面積29.7ha、割合は0.26%です。利用状況調査の実施と遊休農地所有者への指導が課題となっております。令和3年度の目標及び実績。解消目標面積3ha、実績2.6ha、達成状況は86%です。農地の利用状況調査につきまして、7月から8月にかけて50人体制で市内の農地全域を調査し、8月から9月にかけて調査結果をとりまとめ、10月から11月に農地の利用意向調査を実施しております。地元農業委員、農地利用最適化推進委員による口頭指導は通年実施しており、その効果は確実に表れております。目標及び活動に対する評価。遊休農地の所有者等へ指導が行われ、効果が表れており、また、地元農業委員、農地利用最適化推進委員からの口頭指導が大変有効となっておりますので、今後も続けていきたいと思っております。続きまして16-5ページをお願いします。違反転用への適正な対応。現状及び課題。管内の農地面積11,200ha、違反転用面積0haでございます。是正勧告や、始末書添付で追認許可を行っております。課題としまして、違反転用の早期発見、早期指導の徹底が必要となっております。令和3年度実績は、0haとなっております。活動計画・実績及び評価。地元農業委員、農地利用最適化推進委員が情報交換を密にして、随時農地パトロール及び指導を実施し、違反転用抑止に効果を得ております。続きまして、16-6ページをお願いします。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。農地法3条に基づく許可事務。1年間の処理件数256件、不許可0件です。事実関係の確認ですが、地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員が申請書類の確認及び現地調査、並びに申請者に対する聞き取り調査を実施し、定例総会において議案ごとに審議し議事録を公表しております。標準処理期間は、申請書受理から28日です。農地転用に関する事務。1年間の処理件数285件、事実関係の確認ですが、地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員が申請書類の確認及び現地調査、並びに申請者に対する聞き取り調査を実施し、定例総会において審議し議事録を公表しております。標準処理期間は、申請書受理から28日です。続きまして、16-7ページをお願いします。農地所有適格法人からの報告への対応。管内の農地所有適格法人数58法人、うち報告書提出が31

法人、報告書の督促を行った数は 30 法人、うち督促後に報告書を提出した数は 3 法人、報告書を提出しなかった数 27 法人でした。提出しなかった法人に対しましては、引き続き提出するよう指導します。情報の提供等。賃借料情報の調査・提供状況ですが、調査対象賃貸借件数 2,456 件、市の広報紙に毎年 2 月に掲載しています。農地の権利移動等の状況把握。調査対象移動等件数 1,186 件、利用権の更新時期については、郵送でお知らせしております。農地台帳の整備。整備対象農地面積 11,474ha、電算処理システムを導入し毎月更新しております。続きまして、16－8 ページをお願いします。地域農業者等からの主な要望、意見等はありませんでした。事務の実施状況の公表等。総会等の議事録については、筑西市ホームページに掲載し窓口でも閲覧できます。農地利用最適化推進施策の改善についての意見提出ですが、昨年 6 月に意見を募集し 18 件のご意見がありました。7 月農政企画審議会、8 月総会議決を得て県を通じて国へと意見を提出しております。活動計画の活動の点検・評価の公表につきましても筑西市ホームページに掲載し窓口でも縦覧できます。以上が令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。本日、議決が得られましたら、国へ報告し筑西市ホームページ及び全国農業会議所ホームページで公表いたします。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告を、お願いいたします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18 番、栗島です。

本日、午後 1 時 10 分より農政企画審議会を開催し、議案第 16 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗原委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 16 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 16 号を採決いたします。

議案第 16 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、原案どおりとすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 16 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活

動の点検・評価について」、原案どおりとすることに決しました。

つづいて、議案第 17 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案書の 16 ページをお願いいたします。議案第 17 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等、令和 4 年 6 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

概要を説明させていただきます。こちらは昨年度から様式が変更になりまして、最適化活動の活動目標で、委員の皆さんの活動日数の設定と遊休農地の解消、農地の集積、新規参入者の促進の各項目の強化月間を設ける欄が加わりました。はじめに、議案書の別紙、17-1 ページをお願いいたします。農業委員会の状況。令和 4 年 4 月 1 日現在。農家・農地等の概要ですが、農林水産統計、農林業センサス 2020、及び農地台帳等からの数値を記入しております。農業委員会の現在の体制ですが、現在の筑西市農業委員会の体制は、農業委員定数 24 名、実数 23 名、農地利用最適化推進委員が 20 地区で 20 名です。17-2 ページをお願いいたします。最適化活動の目標。最適化活動の成果目標。農地の集積。管内農地面積 11,200ha、これまでの集積面積 5,442ha、集積率 48.5%。地域の中心となる担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を活用し集積の促進を図ることが課題でございます。目標。集積面積 5,600ha、うち新規集積面積 200ha。目標案設定の考え方ですが、国の政策目標では、令和 8 年までに全農地の 80% を集積率としており、当該目標の達成を目指します。遊休農地の解消。1 号遊休農地の面積が 29.7ha、そのうち緑区分は 22.1ha、黄色区分は 7.47ha。課題は、後継者不足、不在村地主や未相続農地により遊休農地が発生しており、中間管理機構の活用による遊休化の予防及び解消に取り組み、緑区分は 4.42ha で遊休農地の新規発生分は 1.5ha を、解消の目標とします。17-3 ページをお願いいたします。新規参入の促進。新規参入状況。令和 3 年度の新規参入者数 5 件、取得面積 2.39ha。課題は、農政課及び関係機関と連携し、情報を得ながら新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る必要があり、新規参入者への貸付等の権利移動面積は 70ha を目標とします。最適化活動の活動目標。1 人当たりの活動日数は月に 10 日で、ひと月 10 回以上の活動をお願いいたします。活動強化月間の設定目標。活動強化月間の設定回数は年間 3 回設定し、9 月に遊休農地の解消、10 月に農地の集積、12 月に新規参入の促進を設定します。新規参入相談会への参加目標を年間 1 回設定し、12 月につくば市のイーアスつくばにて「新農業人フェア」がありますので、ご参加ください。以上が、令和 4 年度最適化活動の目標の設定となっております。本日、議決が得られましたら、国へ報告し筑西市ホームページ、全国農業会議所ホームページで公表いたします。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員

長より審議の報告を、お願いいたします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18番、栗島です。

ご報告いたします。やはり本日開催いたしました農政企画審議会において、議案第17号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第17号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、原案どおりとすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第17号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、原案どおりとすることに決しました。

次に、日程第5、報告第13号から第16号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

それでは、菊地課長よりご説明申し上げます。

それでは、17ページをご覧ください。報告第13号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和4年6月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は2件です。

報告第14号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和4年6月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。自己住宅3件、施設用地1件、宅地分譲1件、合計5件です。

つづきまして報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和4年6月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知があったもので

す。農地中間管理事業による解約 15 件を含む 35 件です。

つづきまして報告第 16 号になります。別紙で配布しております、別紙と書かれた報告第 16 号の書類をご用意ください。それでは報告第 16 号、非農地判断について、令和 4 年 6 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。こちら裏面をご覧くださいと思います。

こちらは、遊休農地等調査において、再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになります。先日の現地調査の際に地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様を確認をいただいた農地を報告しております。詳細の朗読は省略させていただきます。非農地判断された農地については、事務局から地権者、法務局、市資産税課、農政課並びに水田農業振興課等の関係機関に通知を発出いたします。報告は以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 4 年度第 3 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和4年6月2日

議 長

署名委員

署名委員